

## 令和6年度大蔵村地域おこし協力隊募集要項

大蔵村では、人口減少や少子高齢化が進む中、都市地域の人材を積極的に受け入れ、新たな視点や発想により地域力を向上させ、地域コミュニティの維持・活性化を図っていくことを目的に地域おこし協力隊を募集します。

1. 着任時期 令和6年度中（随時）

### 2. 活動内容

以下に掲げる活動で、隊員自身のスキルや経験、情熱を活かし、主体的に活動していきたいと隊員自ら企画提案した地域おこし活動に取り組んでいただきます。（具体的内容は、村と協議し決定します。）

- (1) 農林業、観光業及び商工業の振興に関する活動
- (2) 都市圏その他村外との交流及び移住促進に関する活動
- (3) 空き家の利活用に関する活動
- (4) 鳥獣被害対策に関する活動
- (5) 棚田地域の振興に関する活動
- (6) その他、村長が必要と認める活動

### 3. 募集対象

- ①令和6年4月1日現在で年齢が20歳以上の方
- ②性別は問いません。
- ③申込み時点で三大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部）をはじめとする都市地域、または地方都市（過疎法、山村振興法、離島振興法、半島振興法に指定された条件不利地域以外の地域）に居住している方、もしくは、他の市町村で地域おこし協力隊員として2年以上活動し、かつ解嘱から1年以内の方で、着任後は大蔵村内に生活拠点を移し、住民票を異動できる方
- ④地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格事項に該当しない方

（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- ⑤心身ともに健康で、地域住民と協力しながら、地域をそして大蔵村を元気にするために、意欲的に活動できる方
- ⑥地域の活動やイベントに参加できる方
- ⑦普通自動車運転免許（A T限定可）を有する方
- ⑧パソコンや SNS 等を活用できる方

4. 募集人員 1名

5. 勤務地 大蔵村役場または大蔵村内関連事業施設

6. 活動場所 大蔵村内。研修、会議等で村外での活動もあります。

7. 活動時間 原則 週5日 8時30分～17時00分（週37.5時間）

※始業就業時間については、勤務内容によって変動があります。

※勤務時間外は、振替休暇による対応になります。

8. 勤務形態・期間

大蔵村の会計年度任用職員として、大蔵村長が任命します。

任用期間は、着任から令和7年3月31日までとします。

ただし、双方協議の上、最長3年間継続可能とします。

9. 給与・賃金等

月額 192,600円（社会保険料等の本人負担分が差し引かれます）

6月と12月に賞与（期末・勤勉手当）が支給されます。

10. 待遇・福利厚生

①通勤手当：村内に居住することを基本とするため、原則支給しません。

②住居：村で用意します。【村交流促進住宅（一戸建て）】※家賃は村が負担します。  
ただし、引越しに要する経費、貸与された住居にかかる光熱水費、通信費等は個人負担となります。

③活動に必要な車両、パソコン：村が貸与します。

④社会保険等：厚生年金及び共済保険（健康保険）、雇用保険に加入します。

⑤休暇等：年次有給休暇 10日間、夏季休暇 3日間

⑥活動経費：必要に応じ予算の範囲内で村が負担します。

11. 申込受付期限

随時受付中

12. 選考の流れ

（1）第1次審査 書類審査

※第1次審査結果を文書で通知します。

○提出書類

・大蔵村地域おこし協力隊応募用紙 ※写真添付のこと

・地域おこし協力隊活動目標レポート

「地域おこしに活かしたい私の能力、取り組みたい活動の企画提案」などを1,000字程度にまとめてください。様式は問いません。

・住民票抄本（発行後1か月以内のもの）

※提出いただいた書類は返却いたしません。

(2) 第2次審査

第1次審査合格者について、以下の日程で面接試験を行います。(オンラインでの面接となる場合もあります。)

①面接日：第1次審査結果通知以降の指定する日

②場所：都内または指定する場所

③内容：個人面接（面接会場までの交通費等の経費は、応募者の負担になります）

※第2次審査終了後おおむね1週間程度で可否の通知をいたします。

13. 申込方法

必要事項を記入の上、上記提出書類3点を下記まで持参または郵送して下さい。

14. 申込先（問合せ先）

〒996-0212

山形県最上郡大蔵村大字清水 2528

大蔵村役場 総務課 政策推進係

T E L : 0233-75-2111

E-mail : info@vill.ohkura.yamagata.jp